

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 佐々木 順一

1 日時

平成 29 年 3 月 21 日（火曜日）

午前 10 時 3 分開会、午後 0 時 10 分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

佐々木順一委員長、城内よしひこ副委員長、伊藤勢至委員、関根敏伸委員、高橋元委員、郷右近浩委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、千葉進委員、佐藤ケイ子委員、阿部盛重委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、千葉伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、工藤勝子委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、佐々木茂光委員、福井せいじ委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、佐々木宣和委員、渡辺幸貫委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、千葉絢子委員、工藤大輔委員、五日市王委員、中平均委員、工藤誠委員、田村勝則委員、斉藤信委員、高田一郎委員、千田美津子委員、小西和子委員、木村幸弘委員、小野寺好委員、吉田敬子委員、白澤勉委員

4 欠席委員

嵯峨竜朗委員

5 事務局職員

熊谷事務局次長、菊池議事調査課総括課長、高橋政策調査課長、和川主任主査、中村主任主査、日向主査、大山主査

6 説明のために出席した者

木村復興局長、高橋技監兼副局長、内宮副局長、熊谷復興推進課総括課長、田村まちづくり再生課総括課長、高橋産業再生課総括課長、小笠原生活再建課総括課長、葛尾政策地域部政策推進室調整監、菅原地域振興室県北沿岸・定住交流課長、大坊地域振興室交通課長、石田市町村課総括課長、黒田環境生活部環境生活企画室企画課長、小川保健福祉部保健福祉企画室企画課長、鈴木商工労働観光部商工企画室企画課長、高橋経営支援課総括課長、高橋雇用対策・労働室雇用対策課長、五日市農林水産部水産担当技監兼水産振興課総括課長、中村農林水産企画室企画課長

志田漁港漁村課総括課長、
小原県土整備部県土整備企画室企画課長、菊池建設技術振興課総括課長、
遠藤道路建設課総括課長、高橋河川課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
廣瀬建築住宅課総括課長、佐々木港湾課総括課長
金田医療局次長、
菊池教育委員会事務局教育企画室特命参事兼企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画（第3期）（案）について
- (2) 現地調査の実施について
- (3) その他

9 議事の内容

○**佐々木順一委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。
嵯峨耆朗委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

1月13日に開催された委員会において、千葉伝委員から説明資料の早目の配付を求める御意見がありました。

先般事務局を通じて執行部に対し、説明資料の早目の提供について協力をいただくよう改めて申し入れましたので、報告いたします。

これよりお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第3期）（案）について執行部から説明願います。

○**木村復興局長** それでは、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第3期）（案）について御説明を申し上げます。

また、あわせまして前回の復興特別委員会で御要望のございました本格復興完遂年にかかわる記述の件についても御説明をいたします。

第3期復興実施計画につきましては、岩手県東日本大震災津波復興委員会での御審議、それから県議会からの御意見を反映させまして、1月末に2次案を取りまとめ、県の各分野の審議会等での御説明、それからパブリックコメント、地域説明会等で県民の皆様から御意見をいただき、今般お手元に配付してございます第3次案を取りまとめたところでございます。

お手元には、資料1―1といたしまして、復興実施計画（第2期）の施策体系・事業に基づく進捗状況の概要、それから、資料1―2といたしまして、県民意見の聴取等の実施状況について、資料1―3として意見等を踏まえた主な変更点、それから資料1―4とし

て復興実施計画第3期案、厚い126ページ物であります、この4種類をお配りしてございますので、御確認をお願いいたします。

それでは、まず資料1-1、復興実施計画（第2期）の施策体系・事業に基づく進捗状況の概要について御説明いたします。第2期復興実施計画の進捗状況につきましては、これまで昨年9月末時点での見込みの数値でありましたが、改めまして本年1月末時点で今年度末、今月末になりますが、見込みの数値の集計を行ったものであります。なお、5月末には3月末実績を取りまとめ、公表する予定となっております。

資料の左側をごらんください。第2期復興実施計画に掲げる409指標のうち、計画値に対する進捗率が80%以上の指標が329指標、80.4%でありました。これは、9月末時点で見込んだ数字から2指標、0.5ポイント減少したものであります。内訳とすれば、80%以上になったものが1指標、80%未満となったものが3指標ございまして、プラスマイナスで、純増減で2指標の減少となっております。

進捗率が80%未満の指標は80指標、19.6%であり、そのうち国などが行った有利な制度を活用したことなどに伴いおくれが生じたものなど47指標を除きますと、実質のおくれと分類される指標は33指標、8.1%になっており、9月末時点の見込みから変動はございませんでした。

資料の中ほどと右側には、三つの原則及び10分野ごとの取り組み状況を記載しております。安全の確保につきましては、77指標中、進捗率が80%以上の指標が57指標、74%であり、実質のおくれとなった指標は16指標、20.8%でありました。

暮らしの再建につきましては、154指標中、進捗率が80%以上の指標が124指標、80.5%であり、実質のおくれとなった指標は9指標、5.8%でありました。

なりわいの再生につきましては、178指標中、進捗率が80%以上の指標が148指標、83.1%であり、実質のおくれとなった指標は8指標、4.5%でありました。

続いて、裏面をごらんいただきたいと思います。裏面には、進捗率80%未満の指標について、おくれの要因を7項目の要因に分類し、それぞれの主な指標項目と事業名をまとめております。実質のおくれの主な要因といたしましては、市町村、漁協、鉄道事業者など、関係機関等との協議に時間を要したものが14指標と多くなっておりまして、具体的には復興支援道路整備事業、市町村保健センター復旧支援事業などとなっております。

また、④、その他といたしまして、台風第10号やその他の荒天の影響により工期の変更が生じたもの、施工条件の変化により工法を変更する必要が生じたものなどが9指標となっており、具体的には海岸保全施設等整備事業、警察施設災害復旧事業などとなっております。

また、事業現場が他事業の作業場等として利用されているなど、他事業との調整が6指標となっており、具体的には海岸保全施設災害復旧事業、公立文化施設災害復旧事業などとなっております。おくれが生じている事業につきましては、その要因に応じまして適切に対応をしたところとございまして、今後も事業の着実な実施に向けて取り組んでまいり

ます。

次に、資料1—2の県民意見の聴取等の実施状況について御説明を申し上げます。まず、1、パブリックコメントの概要であります。平成29年1月30日から3月1日までの31日間実施いたしました。その間、寄せられた御意見は地域説明会等での意見を含めまして100件となっております。意見の内訳は、復興に向けた三つの原則に基づく具体的な取り組みについての御意見が51件、ほぼ半数となっております。次に三陸創造プロジェクトについての御意見が19件などとなっております。反映状況でございますが、対応困難な6件を除きまして、19件を計画に反映させ、33件を事業実施に当たっての参考とさせていただいております。

次に、2、地域説明会の概要であります。平成29年1月30日から2月14日にかけて、内陸3カ所を含みます県内7カ所で実施いたしました。参加者は合計で204名となっております。また、この期間中並行して沿岸市町村との意見交換等も実施したところでございます。

2ページをごらんください。3番のところですが、地域説明会のほか、出前説明会を実施しましたほか、岩手大学が主催となりますが、連携して学習会等も開催をされたところでございます。

それから、4に記載のとおり、県の七つの審議会等において説明を行ったところでございます。

3ページをごらんください。いただいた主な御意見について記載しております。まず、パブリックコメント・地域説明会でいただいた御意見等についてであります。復興の先を見据えた地域振興に取り組むことが極めて重要、震災後に生まれた手仕事などへの支援を行ってほしい、震災の経験を次に生かす取り組みを行ってほしい、再生可能エネルギー、スマートコミュニティーなど、用語が難しいので、わかりやすくしてほしいといった御意見をいただいております。

これらのパブリックコメント等で寄せられた御意見と、その対応につきましては、パブリックコメントの実施状況として取りまとめ、今月末に県のホームページで公表することとしております。

次に、審議会での説明でいただいた御意見等についてであります。2番のところですが、社会福祉審議会では子供の心のサポートに力を入れてほしい。水産審議会では、漁業者の担い手対策は喫緊の課題。教育委員会協議会では、定住・交流人口増加の取り組みは重要であるといった御意見をいただいております。

次に、4ページをごらんください。市町村との意見交換でいただいた御意見等についてでございます。災害公営住宅も完成し、コミュニティーもできたが、既存の自治会の弱体化などもあり、どのように支援していくかが課題。観光は沿岸全体で考える必要があり、県のコーディネートを期待している。地域経済を震災前よりもよくという考え方から、回復にとどまらずに進めてもらいたいといった御意見をいただいたところでございます。

続きまして、今回の復興実施計画、3次案になりますが、これについて2次案からの変更点を中心に御説明をいたします。資料1—3、主な変更点と、それから実施計画の案、ちょっと厚いものになりますが、ちょっと並べて、あわせながらごらんいただければと思います。

まず、計画案の1ページ目でございます。はじめにの箇所です。3段落目になりますが、第3期は更なる展開への連結期間であり、地域振興の取り組みを推進することと、復興の取り組みを推進することを明確にするために、ちょっと表現を修正しています。

次に、3ページをごらんください。第1、第2期実施計画の取り組みの総括のところでございますが、ここは前回1月の復興特別委員会での議論を踏まえまして、第2期実施計画の進捗状況について1月末時点で再調査を行い、数値を更新しました。

また、関連いたしますので、前回の復興特別委員会において千葉伝委員から御要望いただきました復興完遂年にかかわる記述の件につきまして御説明をいたします。第2期復興実施計画の進捗見込みは、先ほど御説明申し上げたとおり1月末時点で再調査を行い、数値を取りまとめましたところ、355の県事業のうち、一部におくれが生じたものの、進捗率が80%以上の指標が全体で80.4%であり、三つの原則ごとには安全の確保が74%、暮らしの再建が80.5%、なりわいの再生が83.1%となっております。また、実質のおくれとなった指標は8.1%となっております。9月末時点での進捗見込みから大きな変動はありませんでした。

第2期の進捗状況につきましては、取組の総括におきまして、第2期の復興の取り組みと課題をできるだけ丁寧に記載をしたところでございます。具体的には、3ページの構成事業の(1)進捗状況のほか、4ページから9ページになりますが、新たに(2)として社会資本の復旧・復興ロードマップから見た復興の状況、(3)客観指標・県民意識から見た復興の状況、それから(4)課題の項目を第2期実施計画から追加をして総括を行ったところでございます。

また、前回の委員会で御要望をいただきましたことから、第2期の復興の取り組みの総括を踏まえまして、9ページの(4)課題の冒頭の部分でございますが、第3期においても関係者がより緊密に連携し、それぞれの事業の状況に適切に対応して、計画の達成に向けて事業の推進を図っていく必要があるとの文言を追加したところでございます。

次に、同じく1月の復興特別委員会で復興工事に関連した区域外からの作業員数について御質問をいただき、調査を検討する旨御答弁申し上げておりましたが、県土整備部等、庁内で調整いたしまして、2月に調査を行いましたので、その結果について御説明を申し上げます。

調査は、県土整備部が沿岸地区施工確保対策連絡調整会議の協力を得て行ったもので、県及び国のほか、UR都市機構を含む沿岸市町村が発注した平成29年1月に稼働中の工事を対象として、仮設宿舎に入居している作業員数を調査いたしました。県土整備部が発注した工事につきましては、仮設宿舎のほかにホテル、旅館、アパート等に宿泊している作

業員数についても調査をいたしまして、その結果をもとに全体の作業員数を推計をいたしました。その結果、沿岸市町村における区域外からの作業員の数は約 6,000 人と推計をされたところでございます。

なお、平成 27 年国勢調査結果におきまして、平成 22 年調査から沿岸地域における建設業従事者は 6,310 人の増加となっております、この推計と照らし合わせ、おおむね妥当な数字ではないかと考えています。

この調査結果を踏まえまして、同じく 9 ページの 3 段落の 4 行目からであります、復興事業に係る工事関係者の減少に伴う影響という部分の記述を追加いたしました。

次に、18 ページをごらんください。18 ページから 23 ページは、復興に向けた三つの原則ごとの取り組み方向を記載してございますが、震災前に比べてよりよい復興のいわゆるビルド・バック・ベターの具体的な取り組みについて記述を追加したところでございます。

18 ページの安全の確保、20 ページの暮らしの再建につきまして、この資料 1—3 の変更点の 1 ページの下段から 2 ページの上段にかけて具体的に記載してございますが、このとおり記述を追加したところでございます。

次に、27 ページをごらんください。27 ページから 32 ページは、第 3 期の施策体系となっておりますが、予算編成過程の調整等を踏まえまして五つの事業を追加したほか、仮称となっていた事業名称等を修正しております。その結果、掲載事業は安全の確保が 53 事業、暮らしの再建が 103 事業、なりわいの再生が 135 事業となりまして、全体で 291 事業、第 2 期から 64 事業の減となりました。

また、平成 29 年度新規事業は、一部新規を含めまして 38 事業となっております。

次に、35 ページをお開きください。35 ページから 73 ページは、構成事業の概要と実施年度であります、参考といたしまして事業の実施年度を平成 31 年度以降も記載しておりますが、平成 32 年度までとなっている国の復興期間との関係がわかりやすいように、タイトル行を修正いたしました。また、予算案の公表に伴いまして、事業名、事業概要などの修正を行いましたほか、2 期末の実績見込みの時点更新に伴いまして、指標項目などについて所要の修正を行っているところであります。

次に、ちょっと飛びまして、92 ページをごらんください。資料 1—3 の主な変更点は 3 ページになります。92 ページからは、三陸創造プロジェクトの部分でございますが、92 ページ、1 段落 1 行目からの三陸地域の現状につきまして、先ほど御説明を申し上げました復興事業に係る工事関係者の減少に伴う影響等について記述を追加いたしました。

次に、106 ページをごらんください。さんりくエコタウン形成プロジェクトの脚注、一番下の欄外の部分でございますが、これは先ほど御説明いたしましたパブリックコメントでの御意見を踏まえまして、用語の説明を加えたもので、このページ以外にも 2 カ所用語の説明を追加しているものでございます。

これらのほかに必要な字句、語句等の修正を行い、今般案を取りまとめたものであります。

最後に、今後の予定でございますが、本日御意見をいただいた後、今週金曜日、24日の復興委員会で御審議をいただき、来週27日の復興推進本部会議で最終案を取りまとめ、今月末には計画を策定したいと考えているところでございます。

説明は以上であります。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○佐々木順一委員長 ただいま説明のありました岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第3期）（案）について質疑、御意見等はございませんか。

○伊藤勢至委員 おはようございます。早いもので、満6年が経過をいたしました。「ゆく川の流れば絶えずして、しかももとの水にあらず」、当時この場にいらっしゃった県職員の方々は、大体ここにはいなかった。そして、当時55歳以上の人は、大体この組織を抜けていなくなっている。そういうことがあると思ひまして、初動の部分についてどのように認識をされているのか、まずお伺いしたいと思います。

1,000年に1度の大地震津波と言われましたが、これが来たからといって、あと994年は来ないという確約はできないわけでありまして、次なるものに備えておくことが一番大事だと思います。それには組織として初動、最初の部分にどのように動いたか、これを後世に残しておくことがまず肝要であろうと思います。誰がトップになろうとも、そのときのトップが当時のことをすぐ取り出して対応ができるようなものを残す、これが我々の役目だと思うのです。いろんな経過等の説明、そういうものはつくっておられると思いますが、初動の部分について、どのように記載、記述をしているのでしょうか、まずお伺いをします。

○熊谷復興推進課総括課長 震災発生時の県の初動対応についての御質問でございました。時系列に整理してみましたが、まず平成23年3月11日14時52分に県は自衛隊に対し災害派遣要請を行っております。また、14時59分に消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣要請を行っております。翌日、3月12日には知事が盛岡東警察署から自衛隊ヘリコプターに乗り込みまして、沿岸被災地の上空から状況を確認したところであります。

また、発災から6日後の3月17日、平成22年度一般会計補正予算において134億円余りの補正予算の専決処分を行っております。内容としましては、炊き出し、飲料水、衣類、寝具、その他生活必需品の災害救助法関係に94億7,000万円余、また災害復旧関係に4億5,000万円、被災者受け入れのための公営住宅の修繕、汚染箇所の消毒等を想定し、あらゆる事態に機動的に対応するための予備費を35億円計上してございます。加えて、応急仮設住宅の設置に要する経費について400億円の債務負担行為を設定したところでございます。

○伊藤勢至委員 自衛隊に出動要請をして、消防庁へも要請をした。そして、さらには1週間後に135億円の緊急補正予算を措置された専決処分、同時に400億円の債務負担行為を起こされた。これは、応急仮設住宅の手当てに向けるものであったわけで、この初動が宮城県、福島県と比べたときどうだったか、大変立派なものであったと私は思っております。そして、こういうものこそ初動の部分として、まず第1行に残して伝えていくべきも

のだと思っています。

そこでまた確認をいたしますが、応急仮設住宅の分として400億円の措置をされた。これは、お金は県としてまとめて国から確保するけれども、応急仮設住宅、これは場所を選定するのは市町村の役目ですよね。県は、お金をそろえて、はい、どうぞということでやったのだと思うのですが、応急仮設住宅の場所を選んだのは県なのか、市町村の役目か、そこを確認します。

○小笠原生活再建課総括課長 応急仮設住宅建設場所の選定についてであります。結論を申し上げますと市町村で場所を選定していただいたことになります。

○伊藤勢至委員 そこなのです。当時、多分大慌てだった市町村は、まずは急ごうということでいろんな場所を選定したと思うのですが、宮古市で中学校の校庭に建てようという方向になった際に、私はそれはやめるべきだと提案をしたのです。山の田畑のようなところに建てなければ、中学校3年間しかないのに、恐らく5年、6年はかかってしまうよ、運動会もできないで終わってしまうよと言ったのです。「公園に建てたらいいんじゃないの」と言ったら、担当者は「いや、公園法がありまして建てられないことになっています」、「何言っているんだ、こんなときに」ということで、県土整備部長に確認をしたら、「そんなことありません。どんどん公園に建ててもらって結構です」と、こういうことだったのです。それからはどんどん公園に建てました。いまだに中学校、小学校の校庭に建てて撤去し切れていないのがある。これは、まさに初動のミスだと私は思っております。したがって、こういうことの繰り返しがないように、トップになる人はふだんからそういう勉強をしておくべきだと思っております。

それと、もう一つ、私が一番最初に気にしましたのは、沿岸12市町村の国土調査がどの程度進んでいるのかということでありました。これは基本的には国の事業であります。国が4分の2、県が4分の1、市町村が4分の1、こういう事業であります。隣同士の境界をはっきりさせる事業、これを100%できたところと30%台のところがあって、3割しかできていないところが、その後2年から3年をかけて区画整理、土地の調査をした部分は、表に見えていませんけれども、これはやっぱり自治体のふだんやっておくべき仕事が進んでいなかったことになるのだと思います。

ちなみに、宮古市が36%、大船渡市は100%、陸前高田市は100%、釜石市が43.5%、大槌町が43.4%、山田町が31.9%、岩泉町が100%、田野畑村が96.7%、普代村が100%と、そういうことになっていまして、30%台のところから2年間、余り見えないようなところに応援職員なんかを囲って、そして隣との境界をはっきりさせる事業を展開して、つまり初動がおくれたと、私は思っております。したがって、誰がいい悪いではなくて、本来やるべき仕事をやっていなかったツケがここに来たのだということを次の世代に残す意味でも、しっかりと残していかなければならないと思います。

そして、陸前高田市は12メートル、市街地全体をかさ上げする仕事を選択されました。防災だとか、都市計画だとか、いろんな事業を活用してのことでしょうけれども、それぞ

れの市町村がそれぞれの仕事を選択されました。岩手県は総合的にバックアップはするけれども、この仕事を選択してまちづくりをするのは市町村が主体に立ってやるものだったと思うのですが、そこも確認をします。

○田村まちづくり再生課総括課長 委員御指摘のとおり、地域のまちづくりにつきましては、住民に最も身近な行政を担う市町村が進めるものでございます。復興まちづくりにおきましても、被災市町村が主体となりまして、これまでに経験したことのないような規模の土地区画整理事業や防災集団移転事業などに取り組んでいるところでございます。

○伊藤勢至委員 別に裁判とか何かをしようか思っているわけではありません。事実を正しく次の世代に伝えて残すと、これが大事だということを言っているのであります。陸前高田市の場合は12メートルのかさ上げ、そして世界最大級のベルトコンベヤーを十数台並べて、そして90トンダンプがアリのようにごめき回って、かさ上げがようやく先般終わったわけでありまして、そうすると、これからがまちづくりのベースになりますので、そこを選択した、時間も工期もかかる選択をしたのは市長の判断ということになります。

あるいは、その他でもいろいろまちづくりはやっていると思いますが、一番早く復旧が終わったのは田野畑村100%、あるいは普代村は被害がゼロでありました。それから、岩泉町も小本地区は早かったのです。これらは、いずれも区画整理が100%終わっているところだからだと思っております。したがって、あれがいい、これが悪いではなくて、しっかりとした基本を書類なりメモなりに残してマニュアルにしておくべきだと思っております。

それから、県は1週間後に復興基本計画を、あらあらのものでありましたけれども、3点を柱に打ち出させていただきました。これがもし岩手県が被災した市町村を後回しのようなことがあっては、とても恥ずかしくて顔向けができないと思っておりましたが、いち早く、安全の確保、住まいの再建、なりわいの再生を基本に出していただきました。これも被災市町村のお手本になったものでありまして、本当によかったと思っております。

そういう中で、古い話になりますけれども、二度とあってはならないという意味からお話をさせていただきたいのですが、実は昭和35年にチリ地震津波というのがございました。当時中学2年生でありましたが、太平洋を挟んだ南米のチリから津波が襲来しまして、三陸沿岸は大きな被災を受けました。その際に、国が国土、あるいは県土を防衛する手段をどうしようかということ沿岸の市町村に問うたようでありまして、大船渡市、釜石市、そして久慈市は湾口防波堤を選択しました。宮古市は、湾内の堤防のかさ上げを選択したわけです。いろんな事情があったと思うのです。でも、そのベースは大体が高さが10メートルベースです。そういう中で、普代村のことがこのごろさっぱり言われておりませんが、普代村の防潮堤、太田名部の防潮堤も、それから水門も本来は10メートルだったはずであります。当時の普代村の10期も務めた村長が、ここは急にそそり上がってくる海岸なので、10メートルでは足りない、ぜひとも15メートルにしていきたいということ再三再四に申し入れをして、最終的には普代村の水門は15メートル、太田名部漁港

の防潮堤も 15 メートルと、こういうことになったのであります。

そして、水門は 2 メートルぐらいいは越波しましたが、この水門のおかげで普代村の町内の部分は完全にガードされました。そして、太田名部漁港の、漁港の施設はやられましたけれども、防潮堤の裏にある住家は一軒たりとも被災しておりません。ただ、あなた方が記録に残す場合に、全県的に 10 メートルで決めたものを普代村だけが 15 メートルにしたとはアウトローになってしまうから書きづらいのだと思います。しかし、村長にすれば、村民の命を預かっている以上、命がけの陳情要望だったと思うのですが、それがなかったということも何らかの形で残しておくべきではないかと思います。だからといって、ほかのも全部 15 メートルにしろということにつながるかどうかはわかりませんが、そういうことがあったということもどこかにとどめおいてもらって、そして被災したところにもぜひ伝えていただきたいものだなと思います。

津波に対する話題の中で、稲むらの火という話をお聞きになった方もあるでしょう。大きな地震が来て、湾の水が引いていった。そうしたら、底が見えたものだから、漁民がウニやアワビがとり放題だということで、浜にみんな繰り出しました。村長がこれは危ない、何とかして陸に人を呼び寄せなければならぬ。自分の田の稲の束に火をつけて、村長のうちの火事に気がついた住民は、全部上がってきて消火に努めたところに津波が来たけれども、犠牲者は出さなかった。これが稲むらの火という話でありますけれど、そういうものも我々が被災をしたことの中に含んで次に伝えていくべきではないでしょうか、いかがお考えですか。

○木村復興局長 いずれ今回の東日本大震災津波の教訓については、後世にきちんと伝えていかなければならないと考えております。

今年度末に直接の部分につきましては、アーカイブで整理をいたしますし、それからこれからになりますが、陸前高田市の津波復興祈念公園の中に震災津波伝承施設もつくりまします。その中では、これまでの三陸の津波の歴史、そういうものも展示します。今回の東日本大震災に限らず、三陸の歴史はそういう津波の歴史だということについても展示する計画にしております。

そういう中で、先ほど委員からお話がありました普代村の水門についても、中身についてはこれからはなりますが、そういうこともあわせて昭和三陸のチリ地震津波のお話などについて中に展示する予定にしております。そういうことを含めてしっかり教訓を後世に伝えていきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 最後ですけれども、北海道の奥尻が被災をされて、随分いろんな方が視察に行かれたようであります。震災前の人口は約 4,700 人あったようであります。現在の人口は 2,700 人ぐらいです。つまり復興のときは、それが 4,000 人以上の人が集まって復興事業を展開した。だけれども、復興が終わって、まさに津波が引いていった後のような奥尻は、現在 2,700 人ですから、ひょっとして第 2 の財政再建団体になりかねない状況にある。前回、今沿岸の復興事業で来ている人は何人ぐらいあるか調べてほしいと

言って、6,300人と調べてもらったわけであります。今は何となくダンプも走って、人もいっぱい来て忙しいように見えるけれども、潮が引いたようにこの人たちが引いた後の人口減の問題を、本格的に考えていかなければいけないと思っております。

したがって、先ほどから言っていますように、初動の部分で詳しく言っていない部分がありますが、そういうことは次なる世代に、あるいは次の人たちに残す部分としてしっかりと明記をしていくべきだと思いますが、重ねて伺います。それが一つ。

それから、6年たって、遺族の方々、あるいは遺体がいまだに見つからないの方々の中には、余りにも突然の別れをしてしまったために、いまだに吹っ切れないものがあるのです。ですけれども、この世に生を受けて終わらない人は見たことがありません。よくこの委員会の中で孤独死の問題を取り上げまして、孤独死があたかも行政の責任であるという言い方は、私は違うのではないかと思います。もちろん行政も、揺りかごから墓場までが行政の担当ということになれば、しっかりやらなければなりません。事実、共助、共生というものもあるわけでありまして、そういう中で自治体の職員に対して孤独死は自治体の責任だと言ってしまう気分は楽かもしれませんが、そういう簡単なものではない。私は、今まで死なない人を見たことがない。したがって、そういうことを軽々に口にさせていただきたくないと思っております。

皆さんの中で、遺体安置所をごらんになった方がいらっしゃるでしょうか。まさに阿鼻叫喚です。自分は地元は見られないので、違うところの遺体安置所を見ましたけれども、いまだに夢に出てまいります。本当に大変なものでありました。宮古市の斎場、火葬場があるのです。そこは6体の焼却ができるということでありまして、最初は棺おけに入った遺体でしたけれども、それらがだんだん棺おけがないということで毛布にかわり、敷布にかわり、裸体のまま来た人もいます。そして、30代とおぼしき若いお母さんが小さい子供をしっかり抱えて、そのお母さんの膝から下は焼けていない。つまりその母子を一つの窯で同じ温度で焼くと、子供が焼け切れてしまう。だけれども、離して焼くわけにはいかないだろうということから、焼く担当の方は一番苦勞をして、温度調節をしながら抱いた状態でだびに付した。こういう話も聞いていますので、誰も死にたくて死ぬ人はないわけでありまして、それが皆さんの責任だという言い方については、私は個人的にもそういうことはあり得ないと、一生懸命やっている人にそういうことを言うてはいけないと思っております。

いずれ二度と来なければいい災害でありまして、いつまた来るかわかりません。これは、ひとつふんどしを締めて、また岩手県にこういうことが起きた場合でもすぐ対応ができるという本気度を持ってやっていただくべきだと思いますが、木村局長に一言伺って終わります。

○木村復興局長 まず、一つ目の人口減等の関係、作業員の方々がいなくなった後ということでございます。これにつきましては、先ほどもちょっと御説明いたしました、復興需要の減と同じように作業員の方々もいなくなるということについては県としても問題意識

を持っております。先ほどの実施計画の中に記載をさせていただいたところがございます。それについては、同時並行でふるさと振興総合戦略をつくって、それで社会減に歯どめをかけるという取り組みも同時に進んでございます。それと両輪ということで進めていくのだと。今回の実施計画でも、復興の先を見据えながら地域振興にも取り組むという記述にしております。具体的には、復興道路等ができてまいりますので、それを最大限活用しながら、やはり交流人口、それから観光等を含めまして産業のなりわいの再生を図っていかなければならない。三陸創造プロジェクトについては、特に具体化をきっちり今後2年間で、次の計画にもつなげられるような形で進めていかなければならないと思っております。

それから、二つ目の御遺族の悲しみや、その受けとめでございます。これにつきましては、正解というものはないのではないかなと思いますが、特に計画期間がこうだということではなくて、これは最後まで寄り添った取り組みをする必要があることでございます。これについては、今回の計画にもその部分については十分記載をさせていただいているところがございます。コミュニティーの形成支援等も含めまして、まずは災害公営住宅から一日も早く恒久的住宅へ移っていただき、その後の新たなコミュニティー形成ということをしっかり進めながら、寄り添った支援を最後までやっていく。そういう姿勢で臨んでいきたいと考えております。

○千葉伝委員 最初に、委員長からも報告ありました。前回のこの委員会の最後に、資料はできるだけ早目に配付していただきたいとお願いしたところ、早速1週間前に配付していただきました。敬意を表したいと思っております。

もう一つ話したのは、中身について、これまでのさまざまな話があるわけですが、復興がどこまで進んでいるのだという話になると、かなり進んでいますよ、7割、8割近く進んでいますよ。おこなっているものもあるけれどもと。こう言いながら、私どもに具体的にどういう理由でどういう事業がおこなっているかという中身が見えない部分もあった。そのあたりもしっかりと検証した形で示して、終わったのは終わったのだよと、これから先の分で何が必要か、おこなっている分はこれからいかに早く復興を進めるかに結びつくこととでありました。今回示していただいた資料は、全体の計画の進捗状況、そしてまた中身が、おこなっている分がこういう事業、そしてまたその要因は何かということを具体的に示していただいた資料と私は見させていただきました。こういった資料があつて初めて、私ども議会の中でももっともっと突っ込んで議論ができると思っております。これについても敬意を表するところであります。

ところで、今伊藤勢至委員からも話があつたのですが、それぞれのところがいろんな問題を抱えていると、これに対してどうするのだと、これはそのとおりの話だと思います。具体的に全体計画を進める中で、これからおこなっているところにどういう形で取り組むかについて一応表現はされています。そういった中で私一番感じているのは、全体でこれから先を進めるに当たっては、県がこの計画を立てる、もちろん被災を受けた人、あるいは

市町村、そういったところからいろんな御意見を聞いてつくっているかとは思いますが。問題は、6年もたつてまだまだおこなわれているものがあることについて、被災を受けた市町村の首長、あるいはそこに住む人たちからも御意見を聞いているとのことですが、例えばどういうことでおこなわれているかと、具体的にお話をいただければと思います。

○熊谷復興推進課総括課長 資料の1-1で御説明しましたとおりの進捗状況で、特に裏面におこなっている部分の資料をつけさせていただきました。8割ぐらひは順調な一方、このおこなっている部分を今後どうするかが最も重要でありますし、このおこなっている原因、あるいは今後の見込みについて地域の住民の方に丁寧に説明していくことが一番だと課題として認識しております。

それで、例えば事例で申し上げます。海岸保全施設災害復旧事業という農地海岸の事業、こちらD評価ということで60%未満の達成率だったわけですが、第2期におきましては3,101メートルの海岸堤防の整備を計画していたところでしたけれども、他事業との調整などを理由にして1,313メートルの整備にとどまり、進捗率42.3%ということでD評価となったものでございます。こちらについては、工事所管課ともヒアリングして、第3期計画では1,702メートルを整備して、平成29年度中の合計3,636メートル全てを完成させる予定とヒアリングをしながら確認しております。

また、もう一つですけれども、警察施設災害復旧事業があるのですが、こちらは第2期で30戸の警察宿舎の再建を計画していたところですが、台風第10号で工事現場が冠水したことにより、12戸の整備にとどまり、進捗率は40%とD評価になったものでございます。こちらについても、第3期では22戸の整備を計画して、平成29年度中に全て完成予定となっております。

このように一つ一つの実質的おくれとなった33事業につきまして、工事の所管部局とヒアリングをしながら、おくれの原因と今後の見通しを確認した上で第3期計画に掲載しているという作業を行ったところでございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。ハードの関係については、ある程度計画に沿って進めているけれども、やっぱりものによってはおこなわれることがあるかと思えます。

もう一つ、これから先の話で、今一番、当初計画をつくった段階で各市町村も自分のところでは今後こういう格好でまちづくりをしますよと、その分と県の計画、あるいは進め方の調整が6年たつて、当初計画とその計画の差がいろいろ出てきているのだらうと思えます。ここの調整をいかにするかがこれから、まちづくりはもちろん、そこにこれから暮らしていく、住んでいく、そういった被災住民の人、あるいはなりわいを含めて、そこが私は大事ではないかなと思えます。したがって、当初計画と現状で大きな差が出ているのは、私思うのは例えば人口減少の話があるかと思えます。そういったことに対してのこれからの計画、取り組みの仕方をお聞きしたいと思えます。

○熊谷復興推進課総括課長 今策定中の第3期計画が年度末にでき上がりますので、その完成した3期計画をもちまして各市町村など、計画の説明会で地元の皆さんの意見は聞き

たいと思っております。

また、沿岸市町村によっても進捗の状況の度合い、あるいは計画期間が異なっておりますので、その辺を十分に連携をとりながら進めていきたいと思っております。

○千葉伝委員 より重要なことと思しますので、しっかり取り組んでいただきたい。

そういった中で、人口減少の話をしました。当初仮設に入っている人たちが住まいを確保する。自分で建てる、あるいはどこかを借りて住む、そしてまた市町村、あるいは県のほうで公営住宅を建てて、そこに住むと、こういうことで進めているわけです。当初の計画との差が、そのあたりで問題になってきていると思っております。公営住宅を整備して、この先被災した人が100%入ればいいのですけれども、いろんな事情で入らない。そういったあたりも今後きめ細かに進めていく必要があるであろうし、せっかく100戸建てをつくったとしても70%、80%しか入らないと、その空き室対策というようなことも出てくると思います。若干その分だけをお聞きします。

○廣瀬建築住宅課総括課長 災害公営住宅の空室について御質問をいただきました。災害公営住宅、ただいま入居率90%程度でございます。今後の見通しについては、現在沿岸市町村で意向調査をかなり精度高くやっただいておりまして、そういった意向調査の結果を踏まえますと、そちらの空室が過不足なくほぼ埋まるという形で今現状としてはあると聞いております。ただ、委員御指摘のとおり、今後何らかの事情で、一旦入られたけれども、出られるという状況とかも考えられるところでございます。それにつきましては、災害公営住宅を希望される方が全て入居された状況が確認でき次第、一般公営住宅として使っていく。また、そういったところで空室をどう使っていくかについても、引き続き市町村と連絡をとり合いながら取り組みを進めていきたいと考えております。

○千葉伝委員 ありがとうございます。ぜひそういったことでも頑張ってくださいと思います。

最後にですが、木村局長、内示で異動やの話であります。したがって、これまで取り組んでいただいた局長に、これまでどういう形で取り組んだか、あるいは引き継ぎが当然必要でしょうから、次の局長なり、残って頑張ってください方々に局長の決意を一言聞いて終わります。

○木村復興局長 今回第3期の復興実施計画、きょう御審議いただいておりますが、今月末で策定をしていきたい。いよいよ残りの平成29、30年度は、この3期計画に基づいて復興が進められていくということでございます。先週の総合企画専門委員会でも、これからはこの3期計画に基づいて、書いてあることをいかにそのとおりに実施するのかが非常に大事だとお話も伺ってございます。まさにそのとおりに思います。さまざまな方から御意見を伺いながら今回策定を進めてきたわけでございますので、計画はできた、それをいかにちゃんと実施していくか、実行していくかがまさに一番の課題だと思っておりますので、その辺をしっかり引き継ぎをさせていただければと思っております。

○小野共委員 災害公営住宅の維持管理費についてお伺いしたいのですが、今まで再三議

論がありました。災害公営住宅、新年度で大体県の部分は完成かなと思っておるところであります。全部で5,700世帯分の中で県の管理が1,530戸ですか、この維持管理費のことについてお伺いしたいのです。この1,530戸の建築住宅センターに払う年間の維持費、いわゆる指定管理費というのは、平成29年度あるいは平成30年度から県の部分については発生することになるわけです。年間の建築住宅センターに指定管理する1,530戸、県管理の部分の管理費はどのぐらいになるのかをお伺いしたいのが1点です。

もう一点が、災害公営住宅の賃料ではなくて、共益費の徴収方法についてです。昨年ですか、平成28年ぐらいに表に出た話であります、賃料は個々の入居者と行政、いわゆる県と建築住宅センターとの個々のやりとりになっておりますが、県営住宅の災害公営住宅の共益費につきましては、災害公営住宅の入居者の中から管理人が選ばれて、これが毎年、入居者の中から選ばれて順々に回していくという話であります。管理人が全員の共益費を集めるというシステムになっているようです。共益費、エレベーターの電気代だとか、踊り場の電気代だとか、1階の玄関のところにある水道代とか、それを共益費として管理人が一括で個々の世帯を回って集めて、県あるいは建築住宅センターを通さずに個々に電力会社、水道屋等に払うという制度になっているようであります。それで、昨年表に出ましたのが釜石の件なのですが、個別の各部屋に回ってもいかなかったりということで、管理人が立てかえ払いをしておった。その立てかえ払いをしておったのですが、滞納していた方が払わないで1年ぐらいためて出ていったというケースが発生しているところでありました。既に皆さんもお聞きのことであると思います。では、市営アパートではどうしているのですかという話を聞きましたら、釜石市は制度として、賃料と共益費を一緒に、個々の住居者が市と契約して、個々に払っているという話なのです。それだと管理人なり代表者が共益費を各世帯を回って集めることをしなくてもいいという話なのです。私は、これ検討する余地はあるのではないかと思います。少なくとも市町村に確認して、どういうふうになっているのですか、不具合が発生しているのか、あるいは県の住宅センターに確認して、それぞれの災害公営住宅、沿岸に建っている県営の災害公営住宅でどんな不平が出ているのですかということをお聞き、検討していただきたいと思うのですが、この2点聞かせていただきたいと思っております。

○廣瀬建築住宅課総括課長 まず一つ目が維持管理費に幾らかかっているかというものでございます。私どもで指定管理者に維持管理費として支払っている額でございますけれども、大体戸当たり10万円ぐらい年額払っているというのが実績としてございます。

また、共益費についてですが、県営住宅につきましては、廊下等の照明ですとか、エレベーターの電気料金ですとか、そういったような諸費用は利用者である入居者の方が共同して負担いただく形になってございます。その共益費を管理人に徴収していただく形でやっております。市町村でそういった形でやっていることは認識をしているところでございますけれども、一般の公営住宅に関しましても管理人の方に共益費を集めて支払っていただくということで、自治の観点からやっている状況でございます。そうい

った中の状況も勘案しながら進めているものでございまして、今のところ共益費については住民の方の理解を得ながら、管理人の方に集めて支払っていただく形で進めていきたいと考えてございます。

○**小野共委員** 現行の制度がどうなっているかはわかっております。わかっていて聞いていますので、それで、少なくとも何らかのふぐあいが発生していないですか、何らかの面倒なことが発生していないですかということを検討してくれませんかという話をしているのです。少なくとも市町村はやっているわけですから、何らかのよりよい方法を探してほしいということを申し上げているのです。それは、検討していただきたいと思います。

あとは、維持管理費用、戸当たりの建築住宅センターに指定管理する料が年間10万円ということだと。それでは、1,530戸あるということは単純に年間1億5,000万円前後というのが指定管理料だということによろしいのですか。

○**廣瀬建築住宅課総括課長** そういった形で維持管理を、実際にかかるところを計算して積み上げてございます。

○**岩崎友一委員** 間もなく第2期復興実施計画が終わって第3期に入るということで、その分岐に当たりましてちょっとお尋ねをしたいのです。まず冒頭確認したいのは、きょう説明いただきました資料のナンバー1-2、県民意見の聴取等の実施状況についてでありますけれども、3ページ目、4ページ目の関係で、このパブコメ等の意見の関係で、反映状況Fというのがあります。これが基本計画の期間というものと、項目で言うなら三陸創造プロジェクト、これ両方関係していると思うのですが、この取り扱いは今後どのようになるのでしょうか。一応Fでその他になっていますが、ただただ聞いて終わりではないと思うのですが、この取り扱いは今後どうなるのか、お示しをいただきたいと思います。

○**熊谷復興推進課総括課長** パブコメでいただいた意見については、区分をしながらA、B、C、D、E、Fとしております。その他については、今回の第3期計画そのものの記載には直接関係がないという部分の取り扱いで、その他に整理してございます。

○**岩崎友一委員** 多分そう思うのですけれども、これはこのまま聞きましたで終わってしまうのか。直接第3期には関係ないとしても、今後の方向という部分に関しては関係あると思うのですが、どのように生かされていくのかというのを伺います。

○**熊谷復興推進課総括課長** 失礼いたしました。このパブリックコメントをいただいた分については、後日県のホームページで全て公表する予定になっております。対応方針も含めて公表します。その上で各関係部局と情報共有しながら、参考にしていくことになろうかと思っております。

○**岩崎友一委員** では、Fというこの三つ、関係あるといったのは復興計画が延びればおのずと三陸創造プロジェクトもついてくるものだと思うのです。私も物すごくこれ重要視をしまして、国が10年、市町村だと釜石市が10年、大槌町、陸前高田市が8年でそれぞればらつきがある。先ほど来もばらつきがある話は出ておりますけれども、ぜひ市町村とばらばらにならないように、県には市町村と一緒に協議をしていただいて、県の音頭

で、ばらばらに進んで何かいろんなふぐあいが生じないように、そういった市町村との連携、県が音頭をとって市町村とこうしましょうという方向性を見出してほしいと思うのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○熊谷復興推進課総括課長 今回の3期計画の1ページのはじめにの欄を見ていただきたいのです。1ページ、一番最後の行のなお書きのところは今回3次案で入れた部分になりますが、なお一部の社会資本等の整備については復興基本計画期間内に事業が完了しないことが見込まれているが、復興基本計画期間後も事業が完了するまで実施するとともに、被災者支援のためのソフト事業についても計画期間等で区切ることはせず、必要な事業は最後まで実施していくという文言を改めて追加したところです。そのほか35ページからの構成事業の一覧がありましたが、その35ページからの中でも3期計画終了後の期間、平成31、32年という国の復興期間と、平成33年以降を参考までに表示して事業を継続していくところを明確に記載したところでございます。

○岩崎友一委員 ありがとうございます。これに記載をしていただいたのはありがとうございます。ただ、このFの部分、多分上の判断になるかと思うのですが、今後の被災地の復興を進める上で大事なことを書いていると思いますので、県としてもぜひ重く受けとめて取り組んでいただきたいと思います。

それであと二つ目が、第3期に入りますので、認識の確認なのですが、この復興実施計画という言葉にももちろん文句があるわけではないのですけれども、やはり認識が違えば全部違うので確認なのですが、例えば家を再建したとか、事業所を本設再建したとか、災害公営住宅に入居したというのは、復興のスタートラインに立った、あくまで復旧が終了したという段階であって、別に復興が何も進んでいる状態ではないわけなのです。これを何か勘違いすると全部計画が狂うのですけれども、県の認識としては皆さんそういった認識で仕事をされているということによろしいのか、確認をさせてください。

○熊谷復興推進課総括課長 そのような認識で取り組んでいるものと考えております。

○岩崎友一委員 ありがとうございます。それがやっぱり狂うと、何かすごくおかしいことになるのです。もともとあったのがなくなって、それがもとに戻って、それで家が建って、事業所を再建して、公営住宅へ入って、ゼロベースで、そこがあくまで復興のスタートラインでありますから、いろいろこの文言でも書いていますけれども、よりよい復興と今回新しい片仮名が出てきていましたよね。小池百合子さんみたいな片仮名、ビルド・バック・ベターがあるかと思うのですが、それを目指すためにも最低ラインを早期に確保することが大事であるかと思うので、よろしくお願いします。

それと、実は私、皆さんどういった認識かあれですけれども、社会資本のロードマップと復興実施計画が一致していない感じがするのです、別々に進んでいる。これ認識の問題かもしれませんが、いろいろ一般質問の知事等の答弁を聞いていまして、それは社会資本の復興ロードマップでお示しをしていますと、要は使い分けなければいけないということは、恐らく当局としてもこれは整合性がとれていない、分けてつくっているのかもしれない

せんが、そういった認識でよろしいのでしょうか。

○熊谷復興推進課総括課長 今委員から御指摘があったとおり、進捗管理のツールとしては2種類あります。きょうの資料の1-1が今委員からお話のあった進捗状況を確認したものとして、こちらのハード事業だけではなくて、ソフト事業も全て2期計画内にやった事業が全部網羅されて、その目標値に対しての達成率が書いているものであります。

一方、ロードマップについては社会資本整備ということですので、県のみならず国と市町村も含めたハード整備の事業を中心に、達成率というよりはどこまで進んだかというロードマップという形でお示ししているものですので、少し性格は違いますけれども、両方を見ながらやることで、復旧・復興の進捗率がわかるというようなことをございます。

○岩崎友一委員 いずれこれまで事業の数も予算もすごかったので、一体化させるというのは大変だったのかもしれませんが、冒頭局長からも第2期の進捗状況御説明ありましたとおり、もう8割近くそれぞれ安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生が進んできている状況であります。これは実施計画とロードマップを一体化させたほうが、多分我々もわかりやすいし、県民の皆さんもわかりやすいし、当局の皆さんも仕事をしやすいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○熊谷復興推進課総括課長 調査のタイミングが若干ずれておりますが、2期の最後の年度末に公表するものについては、今回タイミングが多分一緒にできるかもしれませんので、そのように努めて公表していきたいと思えます。

○岩崎友一委員 ぜひよろしくお願ひします。そのほうが皆さんにとってよりよいのかなと思えますので、お願ひしたいと思えます。

それと、次が資料の1-3にも書いてありましたけれども、復興事業終了後の被災地の地域経済の話であります。人口減少はそのとおりでありまして、やはり人口減少によって今の定住人口ベースでの消費の力などが物すごく落ち込んでいるのを感じます。そういった中で、今建設に従事されている方々によって、実際本設された事業者も仮設店舗でまだ事業されている方々も支えられているというのは大きいと思えます。

ですから、ことしも県の復興予算もハードで減ったのが1,000億円弱ですか、そのとおりどんどん、どんどんハード事業終わって、建設従事者も減っていったと思われるのです。そういったことを考えた場合に、県でも同じ認識だと思えるのですけれども、では具体的にどうするかという問題ですが、やはり復興事業が終わって地域経済が衰退しても行政として、県もどんどん財政苦しくなると思えますから、行政として被災地のために云々というのは、なかなかお金を使ってやるというのは厳しい状況が想定されます。そういったことを考えれば、そういった中でも収益をしっかりと上げられる産業構造をつくる、地元の民間の事業者を今の段階で強くしていくことが求められると思うのですが、その辺の認識はいかがでしょう。

○高橋産業再生課総括課長 言うまでもなく、経済を回していくのは民間の力でございますので、そういう意味で県が行っております農林水産とか商工観光など県の産業施策も基

本的に民間の力を育成し、活性化させていくことを目指しているところでございます。今後もそういう基本的な考えをベースに政策展開していくところでございますけれども、一方で民間の力を育てていく新しい動きといたしまして、例えばですが、昨年三陸DMOセンターが開所されました。専門人材を配置して、明確な目標とコンセプトを持った戦略の策定とそれに基づく地域づくりが始まっているところでございます。

また、先般県と三井住友海上火災保険がふるさと振興の取り組みに関する包括連携協定を締結したところでございますが、ほかにも大手コンビニチェーンや物流企業、金融機関等とも連携して、商品開発や販路拡大などに向けたさまざまな取り組みが進められているところでございます。こうした取り組み、あるいは震災を一つのきっかけとした交流とか連携の力を活用して、民活による足腰の強い産業振興を図っていく必要があると考えております。

○岩崎友一委員 そのとおりだと思うのですが、産業の話をするれば農林水産、商工業、観光業、さまざまありますが、きょう一つ、例えば水産加工場の話をとります。これは総括で出して時間がなくてゆっくりできなかった話なのですが、実際震災後、浜は水揚げがよくないです。それがまたさらに去年は壊滅的にイカもサンマもサケもだめということで、かなりイカ釣りの漁船かけている人もそうですけれども、船かけている人も、イカを取り扱っている水産加工場も苦しい状況になりました。去年はたまたまそうだったのですが、総じてよくないというのは今後温暖化の影響等々も考えまして、やっぱり海という自然相手の商売ですから、それに依存していれば結果だめになるかもしれないと。やはり今後生き延びていく、利益を上げていく、もうかって従業員に還元をするという仕組みをしっかりとつくるためには、水産加工場も今それぞれやっているのは、例えばそれがグループ補助金の枠組みで一緒にやるかどうかは別としましても、統廃合をしっかりと通して資本の強化をすると、新たなそれぞれの持っている部分をプラスにして足りない分を補い合いながらやっていく必要があると思います。そういった中でそういうのはやはり県で音頭というか、県主導でそういった方向に導いていかなければ、なかなか水産加工場の皆さんも漁師と一緒に我が強い、俺の会社だという自負がある。それはそれで大事なのですが、やはり将来のことを考えれば、そういったことを県として政策誘導することも必要ではないかと思うのですが、その辺現段階でお考えがありましたらお尋ねいたします。

○高橋産業再生課総括課長 水産加工業は、本県沿岸地域の基幹的な産業といたしまして、それぞれ業績の向上や経営の安定化に努めながら、雇用の確保あるいは地域経済の活性化に貢献していただいているところでございます。県ではこれまで被災した工場設備の整備や高度化のほか、販路の回復拡大や労働力の確保なども支援してきて、現在は9割近くの事業者が再建している状況でございます。

しかしながら、本県の水産加工業は比較的規模の小さい事業者が多くて、全国的な競争の中で厳しい事業環境にあるものとも認識してございます。県では今後、地域ごとの高度衛生品質管理体制の構築による高付加価値化など、漁業や流通加工業の一体的な再生を図

りながら、輸出も見据えた販路の拡大、あるいは企業間の連携や協業化、経営相談や会計指導等によりまず経営改善などを進めることとしております。資本の増強、あるいは合併などは最終的には事業者の判断になろうかと思っておりますけれども、総合的に水産加工業を支援していく中で、事業者やあるいは業界の体質強化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 今答弁いただきましたとおり、統合、合併は事業者の判断でしょうが、万が一潰れてしまった場合の地域経済に与える影響だったり、県内経済に与える影響は雇用の問題も含めて大きいと思うのです。ですから、そういった認識を県にはぜひ持っていていただきたいと思っております。私一番懸念しているのは、もしかしたら10年後も同じ話をしているのは怖いという話です。やはりさっき言ったとおり海は自然ですから、それによって魚がとれたりとれなかったりする。10年後もとれなくて大変だという議論をしたくないわけです。恐らく10年後同じ議論したら、ほとんどの漁協も加工場も潰れているでしょうが、そうならないように、しっかりとその辺、業界の皆さんとも意見交換をしていただきながら、行政にどこまでできる、できないという線引きはあると思うのですが、できる限りのことはぜひやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○高橋産業再生課総括課長 近年水産の関係で漁獲量が低下しておりまして、それでかなり加工業者でも原材料の調達であるとか、あるいは価格が高くなっているといったようなことで、そういった課題があると認識してございます。県としてもいろんな水産資源の状況の情報提供であったり、アドバイスだったり、あるいは国の事業を活用して資源調達、材料調達等の支援なども行っているところでございます。先ほど申しましたとおり水産加工業についてはそういったことばかりではなく、販路拡大あるいは新商品開発、労働力確保、総合的な支援をする中で、委員御指摘のとおり10年後にそうならないようにしっかり支援してまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員 ありがとうございます。販路の拡大というのがありました。それから、私も県の国際戦略ビジョンによって、海外進出も含めて国内外での競争力を高めることはものすごく大事だと思います。ただ、販路拡大するというのは、物がなければ売れないわけです。物がとれるかどうかわからない、安定的に供給するためには高くても買える体質がなければいけない、安いときにより多くの物をまとめて買わなくてはならない。そうになると、やっぱり今の資本では若干弱いような感じもしますので、そういった資本的な部分の増強も必要だと思います。ぜひ今後その辺も視野に入れながら検討していただきたいと思っておりますし、今取り上げたのは水産加工場の話ですけれども、これはそのほかの産業も一緒でありますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、三陸DMOセンター、先ほど課長からも答弁ありましたけれども、今政策地域部管轄で、4月から商工労働観光部に管轄が移るわけではありますが、名前も三陸でありますし、やることも三陸の観光振興ということで、市町村だったり商工会議所、商工会、観光協会との連携が必要になりますので、そういうようなのを考えれば、今盛岡ですけれど

も、ぜひこれを沿岸に移していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅原地域振興室県北沿岸・定住交流課長 三陸DMOセンターでございますけれども、県では復興道路の整備でありますとか、三陸鉄道の一貫経営ということで、今後の交通ネットワークの進展を踏まえまして、三陸地域の総合的な振興を推進する体制ということで検討を進めてきたところでございます。

その一環といたしまして、まずは交流人口の拡大に向けまして、観光庁で日本版DMOの候補法人登録制度ができましたので、こちらを活用いたしまして公益財団法人りく基金のところに三陸DMOセンターを整備したところでございます。

来年度につきましては、観光事業者を中心に、DMOは観光関係者だけに限ったものではございませんけれども、いろいろと農林水産業でありますとか、商工関係者、そういった産業関係者の連携、そして観光との連携ということで、商工労働観光部に移管をする予定になってございまして、地域との連携を密にしながら進めていくことで考えてございます。

また、その設置場所についてでございますけれども、現在は三陸DMOセンターとしましてマーケティング調査、観光客の動向がどうなっているのか、あるいは経済の動向がどうなっているのかというようなマーケティング調査をしております。それをもとに観光戦略を打ち立てていくということで、地域とも連携をしながら取り組んでまいります。今後の地域等の連携が事業の展開に当たっては肝になりますので、設置場所をどうしていけばいいのかにつきましても、今後の事業展開を見ながらあわせて検討させていただきたいと考えてございます。

○岩崎友一委員 ありがとうございます。答弁聞いていたら、8割くらいしゃべっていたところまでは沿岸に持っていきますという答弁かなと思ったら、最後ちょっとあれでしたけれども、おっしゃるとおりなのです。やはり連携を考えれば、盛岡市よりは沿岸のどこかにあったほうがより連携をとりやすいのはそのとおりでありますから、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。終わります。

○佐々木茂光委員 では、私からも何点か質問します。復興完遂年という言葉が消えて、今度はまた新たに連結する期間に入っていくと解釈をしているわけです。今ここで進捗率が結局完遂を見ないでここまで来てしまった。それをさらに解消するために、これから新たに復興に向かって進んでいくことなのでしょう。その中で実質的なおくれということで、何点かここに拾い上げられておりますが、これらがこれから新年度を迎えるに当たって、このおくれが解消しないと、またさらに前に進めないということになるかと思うのですが、どの辺に解消するのですか。

○熊谷復興推進課総括課長 実質のおくれとなった33事業がございまして、先ほど申し上げましたとおり、個別事業について工事所管部局とヒアリングを行ったところです。3期計画ではまた計画の目標値を新たに設定しておりますので、それに基づいて2年間、ここまでやるという目標を設定しております。その数値についてこれから定例的に進捗状況を

管理しながらやっていく形になります。

○佐々木茂光委員 その見通しというのは、一応立てられているのでしょうか。

○熊谷復興推進課総括課長 この3期計画内に完成をする目標を立てておりますので、それに向かって、100%になるように目標に向かって2年間やっていく。途中途中で中間の進捗状況を確認していくことになります。

○佐々木茂光委員 私が言いたいというのは、やっぱりその都度その都度決めることをきちっと決めて進んでいかないといけない。仮設もそうですよね、2年ぐらいで出しますよという話が、もう7年目に入ってきているということです。常にそのときそのときのチェックをして、おくれた分をどうやって取り戻すかを常に動いていかないと、結局ことしもできませんでしたね、来年もできませんですねという話になるから、今あえてここを一番最初に聞いたのです。

先ほど伊藤委員からも、この震災の6年、7年、実際ことしは7回忌で、私もその一人になっています。その7年を振り返りながらこの間の御法事なり追悼式をみんな迎えたのです。やっぱり死ぬ者はわからぬけれども、生かされた者は常にそこを振り返るわけです。ことしはどうだった、去年はどうだった、6年前はどうだったかということから、新たな新年度を我々はまた刻んでいくわけなのです。だから、そのときにやっておくべきことができなかつたがゆえに、次までどこまでもどこまでも繰り返されてきているのが今の被災地の現状だと捉えています。

岩崎委員からもいろいろ話がありました。いかにこれからの計画に対して、そういったものをどこまで盛り込めるかが本当に大事だと思います。

今になって、年度末になって、本当に完遂の年だったのかが、改めて行くところ行くところそういう話をされます。

いろいろパブリックコメントでも、一部審議会の中でも出ていますよね。資料の1-2の審議会での3ページにも出ています。子供の心のサポート、それから漁業者の担い手、それから定住・交流人口の増加の取り組みは重要とここにあえてコメントとして挙がっていますけれども、やっぱりこれがそのときそのとき、今まで生まれてきた新たな課題だと思うのです。それに対しての期日をしっかり示さないと、将来的にはここなのだぞとまず示すのも私は大事だと思います。言い切れない部分もあります。言い切ってしまうのはおしまいよという話もあるけれども、やっぱり言い切るぐらいの意気込みで私は取り組んでいただきたいと思います。少なくとも、例えばまた完遂にこだわるのもどうかと思うが、やると言ったらしっかりやらなければならないです。それが行政の役割であったり、政治の役割だと思うのです。結局、できないのだというのが繰り返し繰り返しあると、立ち上がろうとする者も立ち上がれない状況にあるということです。

今この「はじめに」という言葉に、被災者イコール復興者という、イコールでくくられているのです。感想的には、完遂という言葉もそうなのだが、いつからこういうくくりになったのかなと疑問を持つところもあります。質問はこの先になりますけれども、いずれ

被災者イコール復興者という言葉がイコールにくくられた、その考え方についてです。これは知事に直接聞くべきことなのですけれども、今知事がここにおりませんので、復興局長はどのように捉えているか。考え方、この事業を進めていく上で、こういうくくりで「はじめに」の言葉に入れたことを聞きたいと思います。

○木村復興局長 被災者イコール復興者というのは、計画では今回の3期計画で初めて入った言葉でございます。復興と申しますのは御承知のとおり目指す姿とか結果ではなくて、あるべき目指す姿に向かって今実際行っている、いわゆるプロセスであります。被災者の方々は復興の主役でありますとともに、この目指す姿に向かって復興、今現在そういうプロセスにおられる、その途上におられる方という意味で、被災者イコール復興者と表現をしているものでございます。

○佐々木茂光委員 私がこのくくり見て、もう被災地だけが復興者みたいな格好になっていくのです。どこまでもどこまでも風化して、もう自分の周りの人だけにしか話が出てこないような気がするのです。だから、このくくりはやっぱり違うよなど。被災地と被災者、復興者というのは別です。みんなみんな切り離されて、一くくりではないことを私は申し上げておきたいと思います。もうこの言葉が走っていますから、それは被災地、被災者にとっては決して喜ばしいくくりではないことは一つ伝えておきたいと思います。

先ほども言うように、県が被災地の復興、要するに岩手県で復興なくして岩手県の発展はないと。例えばこれは日本でもそうです。東北の被災地の復興なくしてと、よく総理がそういうことを言うけれども、そんなものでないだろうと私は常に思っています。被災者といってもいろいろな立場の人がいてそのくくりは一つでない。簡単にまとめられてしまうことは、まさにどんどん、どんどん復興がおくれていく一つの原因だと思います。別な意味で立ち上がりをするための支援を国も県もしている。我々もそういうものとして受けているのだから、金出す側がこういうくくりで物しゃべっていったのならば、全然復興なんか起き上がることはないです。改めてそういう考えを、全部が全部そう頭の中に一つにはなれないという考え方もあるということです。

例えば災害公営住宅、復興住宅を早く建てろ、早く建てろ、早く建てろと、建てたがゆえに空の部屋が多くなっている。私も仮設にいる一人です。「あれ、おばあちゃん、復興住宅に入るんじゃないか」というと「いや、実は、まだ入らなくてもいいんでしょう、家賃も取られるじゃないですか」と。そんなのは当たり前の話です。そういうところをきちんと説明のときしていないから、まだ仮設にいっぱいの人たちがいられる。そういうくくりをするのは、行政の役割である見きわめということです。改めて質問に入ります。

もう一つ大きいのは、人口減少対策、ここを明確にやっぱり示すべきだと思う。産業の振興、あらゆるものの振興は人にありだと思います。その資源を失った部分をどうやって取り戻すのか、ここ何年のうちにどれだけの人を取り戻すのかというのを明確に打ち出すべきと思いますが、これ最後にしたいと思います。

○熊谷復興推進課総括課長 人口減対策のお尋ねでありました。3期計画におきましても、

例えば三陸創造プロジェクトの中にさんりく産業振興プロジェクト、あるいは新たな交流による地域づくりプロジェクトというのを五つのプロジェクトに位置づけているところがあります。こういった復旧・復興の取り組み自体が人口減少対策につながっていくものと考えておりますので、別途ふるさと振興総合戦略に基づく取り組みとあわせて、我々も3期計画に基づく取り組みを進めていくと、その中で人口減少対策が進められていくものと考えております。

○佐々木茂光委員 被災地はまさに末端の自治です。県としてこうあるべきだというものもしっかり打ち出していかないと、私はまとまった復興にはならないと思うのです。いろいろ今までもそういう話を聞くのですが、それは最終的には先ほど陸前高田市、沿岸被災地の考え方もいろいろ出されたけれども、それはただ県としてはこうなのだぞと打ち出さないといけない。それは例えば陸前高田市がこう考えているのです。例えばそうすることによって、ほかの被災地との足並みもそろわないこともいっぱいあると思うのです。そのために中に入っている県が、いや、ここはこうしましょうよ、ここはこうしたらどうですかというものも、本来ならば県も打ち出さなければ私はだめだと思うのです。まさに地域との連携です。それぞれの自治体との連携を図りながら、いかにして岩手県がそれを取りまとめていくのかということも、これからの2年では恐らく無理でしょう。完成までいかどうかわからぬけれども、その辺をしっかり打ち出して、県としての姿勢というものを、被災地に対する姿勢というものを示して行ってほしいと、そのように思います。

きょうはこれで終わります。

〔「答弁」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員 せっかくでございまして、私も別に責めているわけでないので、その辺は心得てください。ほかの職員の方々にもいろいろあると思いますので、局長の答弁をお願いします。

○木村復興局長 佐々木委員の思いは十分心にしみてございます。

まず、県としての姿勢ということでございます。人口減少につきましては、既に人口ビジョン、ふるさと振興総合戦略、それぞれ県もそうですし、市町村もつくっている。その中で進めていると思っています。また、復興につきましてもそれぞれ市町村で復興計画に基づいてやられておりますし、今回県で第3期の復興実施計画をつくらせていただきます。それをここ平成29、30年で、この中身にある、冒頭にも申し上げましたが、まさにこれを県として市町村と一緒に実行していくことが、結果としてふるさと振興、人口減少対策になりますし、それから復興にも資するものだと考えております。その辺についてはしっかり市町村と連携をとりながら進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 じっくり読ませていただきました。全体としては、私は丁寧にまとめられていると思います。ただ、2期計画までの課題と、今後の課題が何度も重複されて書かれているので、そこが大変気になった。整理できるところがあれば、もっと整理すべきではないかというのが全体の感想です。

それで、さらに明確にすべき課題ということで質問します。この実施計画案の1ページの最後のところに、平成31年度以降の震災復興の計画についてであります。この実施計画案では次期総合計画においてとなっているのです。本会議での答弁はどうかというと、平成31年度以降の復興の推進に当たっては、国が平成32年度までと位置づける復興創生期間と連動し、市町村における復興の取り組みの進捗との整合性に十分に配慮する必要があることから、復興に関する県の計画については県民的な議論を通じて作成していきたいとなっているのです。だから、ここで本会議の答弁と実施計画の中で、これは総合計画の中に震災復興編という形で盛り込むのか、また平成31年以降、きょうの実施計画を見ても、平成31年以降に継続する事業がたくさんあります。市町村の事業はもちろん残ります。私はその方向性を明確にしてほしいと思いますが、いかがですか。

○熊谷復興推進課総括課長 1ページのはじめにの記述のところでございます。委員御指摘がありましたとおり、平成31年度以降の取り扱いについては、計画上は次期総合計画において二つの原則の考え方を引き継ぐことと、復興の取り組みを明確に位置づけるというところで表現は押さえているところです。

また、本会議で知事が答弁しましたとおり、復興に関する県の計画については、県民的な議論を通じて作成していくものと考えていると答弁してございます。どう位置づけるかについては、全く今の時点では未定であります。二つの原則の考え方を引き継ぐことと、復興の計画を県民計画においても明確に位置づけると、この二つだけは決まっていますが、具体のところはこれからの議論になります。そういう趣旨でございます。

○葛尾政策推進室調整監 平成31年度から始まります次期総合計画ですが、今年度総合計画審議会、20名の委員を新たに選任してございます。先月開催しました審議会では、第3期の復興実施計画の案を示すとともに、今後10年の岩手の目指す将来像についても議論を始めておまして、こういった議論を通じて次期総合計画において復興のあり方を盛り込む内容を決めていくことになると思います。

○斉藤信委員 今の2人の答弁、ちょっとニュアンスが違って、本会議の知事の答弁ともちょっとニュアンス違うので確認します。実施計画では、明確に次期総合計画においてと書いているのです。本会議の答弁ともニュアンス違うのです。国が10年です。市町村でも10年にしているところもあります。そして、この実施計画の中でも、平成31年以降引き続き実施する事業がかなりあります。その考え方をやっぱり明確にして、10年間で終わる事業でもないのです、復興は。県とすれば、国に対して平成31年度以降の復興のあり方も提言していかななくてはならない。私は、そういうしっかりした足場を築くような平成31年以降の復興計画をしっかりと定める必要があるのではないかと思います。ここは局長に聞きましょう。

○木村復興局長 復興計画につきましては、復興基本計画におきまして、まずは迅速な復興の推進を図る必要があること、それから平成31年度から次の総合計画がスタートすることが想定されておりましたので、策定しました平成23年度のときに、そういうことを念頭

に置いて計画期間を8年間と決めているものでございます。

平成31年度以降の部分につきましては、そこで終わりではないということがございます。今申し上げましたとおり次の総合計画を見据えて今の復興計画ができておりますので、次の計画の中にいずれ位置づける。その位置づけ方、具体的にどう位置づけるか、復興編みたいな格好になるのか、また違う形になるのか、その期間をどうするのかなど、論点はさまざまあるかと思えます。それをこの2年間の間で新しい総合計画を策定、それから復興計画を推進している復興局という立場、それぞれ十分に連携を図りながら決めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 私が強調したように、やっぱり10年間は国の復興期間です。そして、同時に10年間だけでも終わらない、継続してやらなくてはならない課題もあります。ですから、県として国に対してきちっと政策提起ができる、問題提起ができる足場をつくるような平成31年以降の復興計画というのを検討していただきたい。これがまず第1点です。

第2点は、第3期実施計画の考え方の中に、16ページですけれども、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の視点に立った取り組みの展開が重要だと、私はこれ大変大事な視点だと思います。被災者に寄り添って、本当に被災者一人一人の命と生活の再建を進めると。自治体で一番大事なものは、被災者の命と暮らしを守ることです。これは自治体の使命ですから、私はそういう進め方として社会的包摂を打ち出したことは、大変大事な視点だと思います。

そこで、仮設や災害公営住宅での高齢者、要支援者の見守り、きずなコミュニティーの確立の問題ですけれども、実はこれは読売新聞に前に出たのですけれども、神戸市の取り組みが紹介をされていまして。1997年から高齢世帯支援員を派遣してきた。2006年から復興住宅などに設置したあんしんすこやかルームに1人から2人の見守り推進員を配置して、今も復興住宅に42カ所、53人が常駐して被災者、そして復興公営住宅に生活している方々の見守りをやっている。大事なことは、この支援員が民生委員とか、自治会とか、ボランティアと協力して、週3回復興公営住宅の空き室を活用したすこやかサロンをやっていっているのです。阪神で今もこういう形で取り組まれているという、この教訓を私はしっかり受けとめて、6年が経過して、今本当に災害公営住宅での要支援者の見守りは一番大事な時期だと思います。市町村は、全国から応援の職員を受けて、本当に余裕なく頑張っているのだけれども、やっぱり被災者、要支援者の命を守るという点で、こういう阪神の今も続く教訓をしっかり生かすべきではないのかと思えますが、いかがですか。

○**小笠原生活再建課総括課長** 被災者の命と暮らしを守ることから、阪神・淡路大震災の教訓を生かすべきとの御指摘でございます。基本的には、我々も恒久的住宅へ移って、それで支援が終わりだという認識は持っておりません。移行段階におきましては、やはり手厚い支援が必要だと考えております。この計画にもありますとおり、引き続き社会福祉協議会と連携しまして生活支援相談員を配置いたしますほか、市町村の事業にありますが、被災者支援総合交付金を使いまして支援員による見守り体制、これらを継続してい

くことに計画上位置づけております。

また、阪神・淡路の事例、御紹介いただきましたが、一方で阪神・淡路の支援者の方からお聞きしたのは、支援員とその人の関係になってしまふところがあるので、やはり支援員は支援員で必要なのですけれども、その地域でいかに見守り体制を構築していくか、それも考えたほうがいいですよというアドバイス等もいただいておりますので、そちらのほうにも力を入れるべく、平成 29 年度は、市町村の活動を支援するというところで、新規事業としてコミュニティー活動支援事業等を盛り込んだところでございます。

○**齊藤信委員** 災害公営住宅、これは団地でいくと 121 団地、そして集会所があるのが 72 カ所なのです。大体一定の規模の災害公営住宅には集会所がある。支援員の事務室もある。これは阪神の教訓でやったのです。しかし、ここに阪神は支援員を配置して、今でもコミュニティーづくりと一体でやっている。実は、これは専門家の研究報告書もあるのです。最近のやつ、専門家がこのあんしんすこやかルームの取り組みを評価して、東日本大震災の取り組みとも連動して生かすべきだと、こういう提言をしているのもあります。それでも阪神は 22 年間で 1,195 人の孤独死出したのです。だから、そういう痛切な教訓で、今もやっていることをしっかり学んで、東日本大震災でも生かす必要があるのではないか。ぜひ市町村とも協議しながらやっていただきたい。

次に、こころのケアの中長期的な取り組みが強調されています。これは 21 ページ、48 ページにありますけれども、私は予算特別委員会でも子どものこころのケアの受診が増えていると、この問題も指摘をいたしました。実施計画を見ると、相談日もかなり増加する計画になっていると思いますが、この取り組みを第 3 期実施計画ではどう進めるのか。受診となると医療行為なので、その財源はどういう財源になっているのかも示してください。

○**小川保健福祉企画室企画課長** 子どものこころのケアの関係でございますが、現在岩手医科大学に委託をいたしまして、矢巾のセンターを中心として巡回相談等しながら受診をしているところ、先ほど委員から御紹介ありましたとおり、増加傾向にあるところでございます。

財源につきましては、現在国庫 10 分の 10 で、診療行為以外については復興創生期間については国で 10 分の 10 見るということで現在対応しております。受診についてはいわゆる診療行為でございますので、通常の診療行為のルールに従ってやらせていただいているところでございます。

財源の将来ということもあるかと思っておりますけれども、いずれ大人もそうでございますが、子供につきましても、こころのケアにつきましても中長期的な取り組みが必要と私どもも認識しております。財源の確保につきましては、復興創生期間終了後につきましても国に必要な財源の確保について働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

○**齊藤信委員** わかりました。受診行為は、これは県の医療費免除の制度で対応していると思うのです。だから、これは大変重要な役割を果たしていると思います。そして、これ

はまさに平成 31 年度以降も本当に継続して進めなくてはならない課題だと思います。

次に、50 ページのところにありますけれども、ここにいわての学び希望基金の奨学金給付事業、これ小学生の入学者に一時金を支給する。もう一つは、被災児童就学支援事業があります。これも小学校、中学校の入学者に一時金支給なのです。私は、この制度を進めることは大変大事だけれども、入学準備金というのだったら、入学前に支給するようすべきだと思いますが、学び希望基金を含めてどうなっていますか。

○菊池教育企画室特命参事兼企画課長 小学校入学時の一時金の関係でございます。まず、大きく分けて就学援助と学びの奨学金の関係、二つに分かれるわけでございますが、就学援助につきましては実施主体が市町村でございます。市町村がそれぞれ定めてございまして、これまでのところ一部の学校を含めて、入学前に支給しているのが 4 市町村と、沿岸では久慈市、野田村でございます。いずれ先ほど申しましたとおり、市町村が実施主体でございますので、一方で入学準備金ということで、入学前に必要な物品の購入に充てられる性格もでございます。4 市町村と申し上げましたが、入学前に支給する市町村が広がってきてございますので、こういった支給実態など、必要な情報提供は市町村にしてみたいと考えてございます。

一方、学びの奨学金の関係でございます。小学校入学時に一時金として支給してございます。現在は、入学後の支給になってございます。新入学されて、入学された小学校で手続をしていただいて、小学校で手続をまとめていただいて、市町村教委でさらにまとめていただく。その上で、県教委に申請していただく手続になってございます。そういった関係もございまして、入学後の支給になってございます。これは委員御指摘のとおり、できるだけ早期に支給すべきというのはそのとおりでございますので、そういった手続面も含めまして、できるだけ早期に支給できるように考えてまいりたいと存じております。

○斉藤信委員 国も入学前の就学援助金の支給を検討すると、かなり前向きで、私は被災地でこそそういうのをいち早くやっていただきたい。

次に、被災者の住宅再建への支援なのですけれども、21 ページに県の住宅再建支援事業が書いております。2 年間で 1,679 世帯支給対象になっているのです。ただ、1 月末の仮設暮らしの方々の意向調査を見ると、6,100 世帯のうち 3,534 世帯が自立再建なのです。だから、3,534 世帯が自立再建を希望しているときに、この 1,679 世帯は半分にもいかない。なぜこうなっているのか。これは、2 年間で自立再建がこの程度しか進まないのか。ここの見通し、この目標設定が正確なのか。私は見直す必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○小笠原生活再建課総括課長 被災者住宅再建支援事業の数、43 ページにも事業ごとに書いております。13 番でございますが、支給世帯 1,679 世帯となっております。この考え方でございますが、実はこの事業を最初始めるときに、計画を 9,518 世帯というふうに見込みました。したがって、ここに書いている 1,679 世帯と申しますのは、平成 28 年度の 2 月補正予算後の実績までの分を差し引いた数がこの 1,679 世帯となっているものでござ

います。委員御指摘のとおり直近の意向調査の把握状況を見ますと、2月補正は若干数を多目に見ておりますが、それでもやはり、現時点におきましては、1,000世帯程度分は不足する可能性がございます。したがって、これにつきましては、いずれ被災者間で不公平があるようなことは絶対あってはなりませんので、この財源等を含めて今年度、平成29年度、協議して検討していくこととしております。

○**斉藤信委員** ちょっと時間が迫ってきたので、最後の質問にします。ぜひ今のやつは、被災者の意向と整合性が持たれるように、一つやっていただきたい。

最後の質問にしますが、被災地域の商業、企業の回復と商店街の持続的な発展を図る取り組みは、まさにこれからが正念場であります。この第3期実施計画では、商業再生アドバイザー派遣がわずか22日なのです。10メートルとか数メートルかさ上げして、新たに中心市街地、商店街をつくる、その周りにはまだ住宅が再建されていないという中で、これは本当に前例のないまちづくりであり、商店街の再建なのです。だから、私は本当にさまざまな専門家が一緒になって経営指導もやる、さまざまな交流人口の拡大とか、経営努力だけでは絶対これは成功しません。まさにまちづくり、交流人口をどうふやすか、まちの中にどういうふうに人を呼ぶかという、交通ネットワークの関係もあるでしょう。私は、そういう意味では、この商業再生アドバイザーの派遣数だけでは極めて不十分ではないのかと、本当に総合的なその地域それぞれにチームをつくった支援体制を検討すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○**高橋経営支援課総括課長** 委員からお話しあったとおり、事業再開した事業者の経営というのは、非常にこれから重要になってくるというふうに考えております。商業再生アドバイザーには、それぞれの各事務を市町村に限って専門家を派遣するものと、商店街あるいは共同店舗等の運営管理者と商工団体とまとまってのセミナーという形で実施するものがあります。それぞれの内容に応じていろんな方々に参加をしていただいております。

こういうアドバイザー派遣はこのとおりなのですが、これの中でさらに具体的に相談が必要といったものに対しては、各専門機関から改めて派遣したりですとか、国でやっている事業もありますので、そちらを使つての派遣をしております。それから、債権買い取りなどを行った事業者の支援もありますので、そういう関係団体と連携して個々に入っているものもあります。特にまちづくりの関係は、市町村、商工団体、地元でどういうふうなまちづくり、商業商店街をやっていくかが重要ですので、そこは引き続き連携をとって進めていきたいと思っております。

○**高橋孝眞委員** 復興事業費の関係で1点聞きたいと思っております。国の予算総額で、最初は25兆5,000億円ということでありましたけれども、その後見直しをされて、25兆5,000億円から6兆5,000億円ふえまして32兆円と、なったわけでありまして。平成28年度からの5年間でいいますと、岩手県でいいますと、2兆2,000億円です。県、国での5年間の予算は1兆7,430億円、市町村では4,393億円と示されてきたわけですね。今回定例会で、本会議でこの間議決したわけでありましてけれども、その際県土整備部と農林水産部で災害

復旧工事そのものが 25 件提案されまして、決定した。253 億円の増額になったわけであり
ますけれども、この 253 億円の増額になった影響は、これから予算執行していく際に影響
が出てこないのかどうかお伺いしたいと思います。

なお、このことにより、これから市町村負担ふえていくわけでありましてけれども、市町
村負担は、前は 88 億 8,000 万円となっておりましたけれども、今後は市町村負担がふえる
ことはあるのかなのかについてもあわせてお聞きしたいと思います。

○熊谷復興推進課総括課長 財源フレームのお話がありました。先ほど委員がお話の
とおり、平成 28 年度から平成 32 年度の岩手県の復興事業費見込みは 2.2 兆円となっており
ます。そのうち、実質 1.5 兆円が国で負担していただくということで、現在のところは平
成 32 年度までの事業費が枠で準備されている状況でございます。

また、先ほど工事費の増額の件がありましたが、個別の事業についてはそれぞれ国と協
議の上、了解を得た上で増額変更していると聞いてございます。ただ、今時点ではその分
の影響額は試算していないところですので、影響についてはまだ不明なところでござい
ます。

○高橋孝眞委員 県としては、5 カ年間分で国と県で、先ほど言いました金額を試算して
いるわけですが、その試算結果から見ると、現状はどうなっているのかについて教
えていただければと思います。

○熊谷復興推進課総括課長 現在平成 28 年度からのフレームの 28 ということで、27 から
ですから、まだ 1 年ですので、影響は枠の中では大丈夫かとは思いますが、詳細な再試算
については行っていないところでございますので、今後タイミングを見て調査が必要なも
のと思っております。

あと、先ほど市町村の地方負担の話がありました。市町村の負担は、平成 28 年度でい
ますと 1 億 3,000 万円と見込んでございます。

○佐々木順一委員長 委員の皆様方に申し上げます。正午を過ぎましたが、このまま高橋
孝眞委員の質疑を続行しますので、御了承願います。

○高橋孝眞委員 復興局が把握していないのは、私はおかしいのではないかと思います。
各部局から吸い上げてきたものを復興局でまとめて対応している。そして、事業そのもの
も、進捗状況も管理をしながらロードマップにまとめてきているという対応を復興局はし
ていると思うのです。そういう意味合いから見ると、各部局があると思うのですが、それ
ぞれどこがきっちりとまとめて、そして今現在どれがどの程度多くなっているか、少ない
のか、それから予算があるとすれば、別な部分やめたとすれば、その部分の予算はこう活
用できると整理をしていかないといけない。これから復興祈念公園をつくっていきますと
いった場合に、非常に影響が出てくるのではないかと懸念されるわけです。そういう意味
合いでの予算管理を、やっぱり復興局自体がきっちりと今後やっていく必要があるのでは
ないかと思っておりますけれども、その点はどうなのでしょう。

○熊谷復興推進課総括課長 委員御指摘のとおり、我々もそのように復興局が中心になっ

て把握をしていく必要があると思っております。再試算の実施時期等については、復興庁とも相談しながら、あるいは他県の状況を踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

また、毎年度の予算と決算ということでは、震災対応分として公表しているわけですが、財源フレームにつきましては国と市町村の事業費も含まれておりますので、そういった意味で改めて調査が必要なものになるところでございます。

○高橋孝眞委員 そういう意味合いで、私はきっちりと管理をしていただいて、これからの復興もおくれないように、進捗管理をぜひしていただきたいとお願いして、終わります。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 ほかにないようですので、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画（第3期）（案）についてはこれをもって終了いたします。

執行部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでございました。

次に、日程2、現地調査の実施についてであります。資料2のとおり5月30日と6月2日の2日間で被災市町の復興に向けた取り組み状況等について現地調査を実施したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、詳細な日程等については後日事務局を通じ各委員に通知することといたしますので、御了承願います。

次に、その他であります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。